

埼玉県東部地域保健医療協議会 委員名簿

区分	所属（推薦）団体及び役職名等	氏 名
保健医療提供者	春日部市医師会 会長	ナカムラ ヤスフミ 中村 靖史
	越谷市医師会 会長	ハラ スナオ 原 直
	吉川松伏医師会 会長	ヒライ マコト 平井 真美
	草加八潮医師会 会長	ナイトウ タケシ 内藤 毅嗣
	三郷市医師会 会長	クサナギ ヒロアキ 草薨 博昭
	東埼玉歯科医師会 会長	トバリ ヒデオ 戸張 英男
	春日部市薬剤師会 会長	イマイ ヨシヒト 今井 良仁
	公益社団法人埼玉県看護協会（越谷市立病院 副看護部長）	シモダ マリコ 下田 麻里子
保健医療受給者	埼玉県保険者協議会（全国健康保険協会埼玉支部企画総務部長）	オチアイ タカユキ 落合 孝幸
	埼玉県保険者協議会（吉川市国保年金課長）	イシダ カズチカ 石田 和親
	春日部市民生委員・児童委員協議会 理事	オガワ カズコ 小川 和子
	草加市食生活改善推進員協議会 会長	カザマ カツコ 風間 佳津子
	越谷市食生活改善推進員協議会 会計	マツカワ ケイコ 松川 恵子
	三郷市母子愛育会 会長	タカヤマ ミネ子 高山 美年子
行政関係者	春日部市健康保険部長	マツモト ヒデヒコ 松本 英彦
	草加市健康推進部長	フクシマ ヒロユキ 福島 博行
	越谷市保健医療部長	ノグチ ヒロキ 野口 広輝
	八潮市健康福祉部長	エンドウ マサユキ 遠藤 雅之
	三郷市いきいき健康部長	マシコ トシユキ 益子 敏幸
	吉川市健康長寿部長	コバヤシ イヅミ 小林 以津己
	松伏町すこやか子育て課長	キリ ヨシヒロ 桐 義博
	越谷市保健所長	ハラ シゲル 原 繁
	草加保健所長	トクヅ カオル 得津 馨
	春日部保健所長	タナカ ヨシアキ 田中 良明

任期：令和8年5月31日まで

敬称略

埼玉県東部地域保健医療協議会要綱

(令和4年4月19日春日部保健所長決裁)

(設置目的)

第1条 東部保健医療圏における埼玉県地域保健医療計画（以下「計画」という。）を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県東部地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に係る協議及び計画の推進に関すること
- (2) 関係団体の協力の確保に関すること
- (3) その他東部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とし、第9条で定める協議会事務局の長が選任する。

- (1) 医療関係者（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会）
- (2) 保健・衛生関係者
- (3) 医療保険関係者
- (4) 市町の保健部門の職員
- (5) 保健所長
- (6) 公募により選考された者

2 前項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

3 協議会事務局の長は、議事内容に応じて、当該事項に精通した者又は深く関与する者を協議会に招請することができるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ず協議会を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して協議会に出席させることができる。
- 5 前項の規定により、協議会に出席した代理の者については、委員とみなす。
- 6 協議会の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条に掲げる所掌事項に関して必要な検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は、会長が協議会委員の中から指名した者とする。また、会長が必要と認める場合は、委員以外の者を加えることができる。
- 3 部会には部会長を置くこととし、部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 4 前項の部会長は、会長又は会長が指名する者とする。
- 5 部会長は、部会終了後、その内容を速やかに会長に報告するものとする。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、春日部保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定による委員の選任及び第9条の規定による協議会の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。